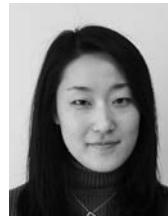


特集《第 13 回知的財産権誌上研究発表会》

医薬品発明に対する KSR 判決の適用について



米国弁護士 スコット・ダニエルズ



米国弁護士 井手 久美子



会員 吉崎 修司

昨年の米国の重要な判決の一つは最高裁判決 *KSR Int'l Co. v. Teleflex, Inc.*, 127 S. Ct. 1727 (2007) である。自明性について判断する最高裁判決としては *Graham v. John Deere Co.*, 86 S. Ct. 684 (1966) 事件以来となる。*Graham* 事件では「特許法第 103 条の法律用語を適用するための骨子 (framework)」が示されたのであるが、*KSR* 判決は、大方の予想通り、*Graham* 判決を支持している。*Graham* 判決で示された骨子というのは、1) 先行技術の範囲と内容を特定し、2) 先行技術とクレーム特許の違いを明らかにし、3) 当業者のレベルを特定し、さらに 4) 予期せぬ効果や商業的成功などの二次的考察事項を考慮する、というものである。*KSR*, 127 S. Ct. at 1734.

最高裁は、自明性判断のために CAFC が適用した要件、すなわち、先行技術を組み合わせてクレーム発明に至るための「厳格な教示、示唆、動機付け」(TSM) の要件を課すことを否定した。公知の要素を組み合わせるために教示、示唆、動機付け (TMS) があるということを立証することによって組み合わせるために洞察力が立証できるとされてきたが、最高裁はこのような洞察力の立証は必ずしも必要ではない旨を判示した (*KSR*, 127 S. Ct. at 1735)。*KSR* 判決では、全ての事件に適用できるような明確な基準が示されたというよりも、TSM の概念が適用される場合もあれば適用されない場合もある、ということを示すものであった。

最高裁は自明性であると結論付けることができるものとして、公知のエレメントをその機能を変更することなく組み合わせることによって得られるクレームはおそらく自明であろうということを判決した (*KSR*, 127 S. Ct. at 1739)。また、当業者はデザインの必要性や当該市場の要求等の参考要因を考慮して発明することができるとした点で当業者のレベルを著しく高め

た。*(KSR*, 127 S. Ct. at 1742)。さらに、「予測可能な解決策」と「公知技術の選択」は特許性がないであろうということを判示した。*(KSR*, 127 S. Ct. at 1742)。また、最も重要な点の一つは、当業者の日常的な工夫によって得られる産物は特許法に基づく排他権の対象ではないと結論付けた点であり、これによって自明性の基準が高められたといえよう (*KSR*, 127 S. Ct. at 1746)。最高裁は「日常的な工夫」の要件を具体的には定義していないが、この判決によって、許可される特許が減り、自明であるとして無効と判断される特許が増えることは明らかであろう。

ところで、製薬業界の方は *KSR* 判決は関係のないと考えておられたかもしれない。*KSR* 事件における発明は単純機械装置であり、言わば、公知の複数のエレメントを、その予測される機能を発するように、組み合わせたものである。一方、長年、裁判所は製薬開発における非予測性を認識しており、製薬開発では予期できなかったり、知られざる効果を発揮することがしばしばあると考えられていたようである。したがって、従前は仮に公知技術の組み合わせであったとしても特許無効を立証することは必ずしも容易ではなかった。しかしながら、*KSR* 判決以来、CAFC は製薬特許についても、先行技術の組み合わせである場合に自明であるとして特許無効の認定をし、クレーム発明に本当に予測できない具体的な証拠があると認定できた場合にのみ特許の有効性を認めている。そして、製薬特許に対して、より厳しい自明性の基準を適用する傾向は、USPTO の特許審判部の審決にもみられる。

本稿では、*KSR* 判決後に出された製薬関係の特許の有効性についての裁判所ならびに特許審判部の判断の傾向を分析した。

I. CAFC

A. *Pharmastem Therapeutics, Inc. v. Viacell, Inc. et al.*⁽¹⁾

CAFC は本件における自明性のテストを次のように要約している。すなわち、(1) 当業者が組成物又は装置を作ろうと試みる理由があったかどうか、あるいはクレーム方法を実行しようとする理由があったかどうか、そして(2) そうするに際して、当業者が成功するであろうという合理的予測性があったかどうか⁽²⁾。

引用文献はクレーム発明の基本的アイディアを開示しているので、上記テストの第一の要素を満たしていた。引用文献は、臍帯又は胎盤血から得られる新生児又は胎児の幹細胞を使用して成人の造血細胞を増殖するための技術を開示していた。争点は上記第二のテストの要素を満たすかどうかであった。すなわち、当業者に成功するであろうという合理的予測性があったか否かであった。

CAFC は先行技術として次の事項を見出した。すなわち、(1) 骨髄移植手術は造血再構成をもたらすかもしれないという点、(2) 臍帯血は成人血液とは異なり、大量の神経前駆細胞を含むという点、(3) その臍帯血に高濃度の原始前駆細胞が含まれているということは、人間の場合、造血に関与する細胞が出産に際して胎児器官から骨髄に移動することを暗示しているという点を見出した。そして、これらの事実から CAFC は、当業者には成功することについての合理的予測性があったと認定した。

その結果、臍帯血に高濃度な幹細胞が存在するかどうかに関して、その存在を示す決定的証拠が先行技術には記されていないにせよ、当業者は当該発明の発明時点においてその存在を合理的に予測できたであろう、と判断した。

CAFC は、先行技術の文脈を考慮して、特許権者のこの発見には特許性がないということを次のように認定した。発明者は以前から強く疑われてきた事項（すなわち、臍帯血は造血再構成が可能であること）を決定的に証明したので、その研究は臍帯血に幹細胞が存在するという疑いを晴らすことで造血の移植に関する科学技術を進歩させたかもしれない。しかしながら、マウス実験とそれによって得られる結論は、本質的に創作力のある発明とはいえない。むしろ、通常の調査方法を使用することで、たぶんそうであろうと信じられていることを発明者が証明したにすぎない。たぶん

そうであろうということを科学的に証明することも貴重な貢献ではあるが、そのこと自体は特許性のある発明であるとはいえない⁽³⁾。

ここで、CAFC は自明性の認定には「成功するであろうという絶対的予測性」が要求されるわけではないと説明している (491 F.3d at 1363-64)。

特許権者は、発明時には臍帯血に幹細胞が含まれるということは知られていなかったという専門家証言を提出した。しかしながら、この証言は幹細胞が臍帯血に存在することは公知であるとの特許明細書の記述と矛盾していた。CAFC は、先行技術についての明細書の記述は自認であると見なし、特許権者の専門家証言を採用しなかった。また、特許権者は、産業界が発明を好意的に受け止めていることを特許性を示す二次的証拠として提出したが、CAFC は、この証拠とクレーム発明との関連性が不十分であるとして考慮しなかった。

なお、本件特許は再審査を通過したものであり、しかも陪審員は特許有効の評決を出していた。また地裁では、有効性について、陪審員評決に基づくのではなく法律問題として判断するように求める被告申し立て (JMOL) が出されたが、これも却下されていた。このような経緯があったにもかかわらず CAFC が特許の自明性を判断したことからも、本件 *Pharmastem Therapeutics* 事件は注目すべきである。

B. *Aventis Pharma Deutschland GmbH v. Lupin, Ltd.*⁽⁴⁾

先行技術においても精製が可能であった場合、公知化合物の精製には特許性がないということを CAFC は判示した。

地裁では、被告は、クレーム要件である異性体を実質的に含まない 5 SSSSS (5 S) 体ラミブリル組成物に精製する動機付けが発明時に当業者にあったことを明白かつ確信的証拠 (clear and convincing evidence) により証明することができなかった。

CAFC は地裁判決を却下した。先行技術に開示の混合物を精製して得られる組成物がクレームされている場合、クレームは、必ずしもその混合物（先行技術）から自明であるとはいえない。例えば、精製化合物が混合物に存在するということや混合物の有効成分であることが公知でないかもしれないし、あるいは精製方法の発見自体に特許性のウエイトが置かれるような

最先端の技術であるかもしれない (499 F.3d at 1301)。一方、ある特定の混合物の好ましい特性が、その構成成分の全部もしくは一部に由来していることが公知であった場合、もしくは先行技術から当業者がそのように理解したであろうという合理的理由がある場合、構成成分を濃縮又は精製することを示した明確な教示がなくても当該精製化合物はその混合物から自明である (499 F.3d at 1301)。

Aventis 社のクレーム発明において、ラミプリル SSSSS が有効成分となる。一方、先行技術の 944 特許は、ラミプリルの立体異性体は「従来のクロマトグラフ又は分別結晶作用により分別できる」ことを具体的に教示していた (499 F.3d at 1302)。ラミプリル 5S と、その異性体のラミプリル SSSSR とを分離することが当業者にはできなかったことを示す証拠がないと判断し、CAFC は特許有効と判示した地裁判決を覆した。

C. *Daiichi Sankyo Co. v. Apotex, Inc.*⁽⁵⁾

本件で争いとなった特許発明は、オフロキサシンを局部的に投与することで耳の感染病を治療する方法である。クレーム発明が解決しようとする課題は副作用として耳に損傷を与えることなく耳の感染病を治療することである。

地裁は、自明性の分析のために当業者のレベルを定義判断した。そして、当業者のレベルは、小児科医又は一般開業医のような医学学位を有し、耳の感染病の治療経験があり、薬理学と抗生物質の使用に関する知識を持つ者であると判断した。そして、この当業者の定義を前提として、クレーム発明は自明でないという特許権者側の専門家証言を地裁は受け入れたようである。特許権者側の専門家証人は、主引例は一般の開業医師を対象にするのではなく「極めて高度な専門家医師」を対象にしているので、上記定義にあてはまるような一般開業医等の当業者はそのような引例を参照したりすることはないであろう、と主張していたのである。

ここで CAFC は、当業者のレベルの判断に焦点を当てた。本件クレームの技術から考慮して、本件特許の自明性を判断する上の当業者は、発明の課題を解決する研究所での研究、すなわち耳に損傷を与えることなく耳の感染病を治療することができる抗生物質の開発であるべき、と判断した。そして、当該技術に関

する者は、高度技術を有し、動物試験を行う研究所の研究員であり、一般の開業医師ではない。したがって、当該技術に関わる者は、主引例に記載されているような高度な研究論文を参照するであろう、と分析した。

次に CAFC は耳の感染病を治療するためのシプロフロキサシンを開示する先行技術文献を分析した。

クレームに記載の有効物質であるオフロキサシンは、シプロフロキサシンと同一群の化合物であるので、当業者であれば、おそらくオフロキサシンにも耳の感染病の治療に効果があると考えるであろう。以上の理由から CAFC は地裁の判示を覆し、特許は先行技術により自明であると認定した。

Daiichi 事件の判決は *KSR* 事件を引用していない。しかし *Daiichi* 事件における「当業者」は、先行技術の開示を分析し、更にそれを発展させる能力が与えられて検討されている点で、*KSR* 事件の判決と明らかに調和した判決であると考えられる。

D. *Metoprolol Succinate Patent Litigation*⁽⁶⁾

本件の結論は、*KSR* 判決前の判例に基づいて判断されていたとしても同じ結果になっていたと考えられる。だが、ここでの CAFC の説明は、特許が自明であると判断するための新しい基準を示唆している。

154 特許は「メトプロロールコハク酸エステル」をクレームしており、その他の限定事項はない。先行技術として、調合薬からなるコアと、そのコアをコーティングする内層と、その内層をコーティングする外層とからなる組成物を開示したものがあった。CAFC はこの先行技術からクレームは自明であると認定した。内層 (B) と外層 (C) を除くことは 318 特許のクレーム 8 の自明な変形である (*Metoprolol*, 494 F.3d at 1017, note 2 (quoting *KSR*, 127 S.Ct. at 1742))。本件 CAFC 判決は *KSR* 事件の重要な説明箇所を引用し、公知エレメントを組成物から除くことは「革新ではなく、通常の技術と常識による結果である」として自明性の判断を行った (*Metoprolol*, 494 F.3d at 1017, note 2 (quoting *KSR*, 127 S. Ct. at 1742))。

E. *In re Omeprazole Patent Litigation*⁽⁷⁾

Omeprazole 事件は *KSR* 事件以後、調合薬に関する自明性問題を扱った初めての判決である。しかしながら、上記 *Metoprolol Succinate* 事件の判決と同様に、*KSR* 事件以前の判例に基づいて判断されていたとし

ても同じ結果になっていたと思われる。実際に、本判決では KSR 事件に言及すらされていない。

独立クレームは先行技術文献から新規性がないと認定された。この独立クレームの経口製剤の製造方法は、(1) プロトンポンプ阻害薬とアルカリ性反応合成功物 (ARC) とをある濃度で含むコアを形成し、(2) 当該コアを高分子層でコーティングするのであるが、その際に、当該コアと当該高分子層との間に分離層を形成するようにコーティングすることを特徴とする。先行文献はアルギニンを ARC として開示していた。この先行文献は ARC のアルカリ性塩についての限定を含む従属クレームの新規性を否定しなかったが、地裁は自明であると判断した。

CAFC は従属クレームは自明であるという地裁の分析を基本的に支持した。従属クレームに記載されているアルカリ性塩は特定のプロトンポンプ阻害薬を安定させる ARC として公知であり、したがって、先行技術のアルギニンを従属クレームのアルカリ性塩に置き換えることは当業者には自明であったであろう、という被告の専門家証言を採用した。また、CAFC は対応韓国出願において L- アルギニンは ARC に置き換えることができるという特許権者の自認にも着目した。CAFC はそれ以上コメントしていないが、これらの事実から CAFC は地裁の自明性の判示を支持した (483 F.3d 1374)。

F. *Pfizer, Inc. v. Apotex, Inc.* ⁽⁸⁾

Pfizer 事件は KSR 事件の最高裁判決よりも 1 ヶ月前に出された判決であるが、KSR 事件で考慮された予測性と当業者レベルのテーマについて議論しているので、本稿に含むこととする。

地裁は、クレーム発明の、高血圧又は狭心症を治療するための「アムロジビンベシレート塩」は、アムロジビンを開示している主引例の先行特許と、副引例の先行文献との組み合わせからは自明ではないと認定した (480 F.3d at 1357)。地裁は、次を考慮した上で自明でないと結論付けた。(1) 文献は当業者にベシレート塩を選択することを示唆していない、(2) 審査官はその文献を考慮した上でクレームを許可した、(3) クレーム発明には溶解性、安定性、非吸湿性および加工性において予期せぬ効果がある、(4) *Pfizer* 社がクレーム発明に相当額の投資してきたことは発明の商業的価値を示すものである (480 F.3d at 1357)。

しかしながら CAFC は特許性に関して懷疑的であった。まず、ある先行文献についての審査官の判断は、後の裁判における裁判所を拘束しないという原則を述べている (480 F.3d at 1359)。

次に、主引例の先行特許は「医薬的に受け入れ可能なアニオンを含む非毒性酸付加塩を形成する酸から形成された」アムロジビン塩を開示していると判断した (480 F.3d at 1361)。開示されていた具体例はベシレート塩 (ベンゼンスルホン酸塩) ではなくマレイン酸エステル塩であったのにも関わらず、先行特許のクレームは文言的にはアムロジビンベシレートを含むと判断した (480 F.3d at 1361)。

そして主引例の先行特許のアムロジビンマレイン酸エステル塩は劣化しやすく、かつこの劣化はマレイン酸エステルの二重結合に起因することを当業者は認識するであろう。したがって当業者は、マレイン酸エステル塩を二重結合のない硫酸ベンゼンアニオンより成るベシレート塩に代替するように働きかけられるであろう、と CAFC は分析した (480 F.3d at 1362)。

また、選択できるアニオンの数が無制限にあるからクレーム発明は非自明であるとする特許権者の主張を CAFC は却下した。その代わりに CAFC は、53 個の FDA 認可アニオンが当業者の選択範囲になるであろうと主張する専門家証言を採用した。この 53 個のアニオンの範囲内で、当業者は「公知の酸強度、溶解性や他の化学的特性を考慮すれば」ベンゼンスルホン酸塩に注目するであろう (480 F.3d at 1363)。ベンゼンスルホン酸塩に関するこのような利点を開示する文献は高血圧症や狭心症の治療に関係ないものであるが、この事実は、当業者がアムロジビンと組み合わせることを阻止しない、と CAFC は判断した。

最後に、当業者はアムロジビンベシレートには、成功する合理的期待性があったであろうと CAFC は判断した。先行技術は具体的であり、単にクレーム発明に到達するかもしれないといった一般的なアプローチを提示したに過ぎないようなものではない。また、考慮すべき「多数のパラメーター」がある訳でもない (480 F.3d at 1366)。実際、クレーム発明は「普通のテスト」によって「予測できる結果」として得られるものであった (480 F.3d at 1367)。「科学者や技術者が公知事項に基づいて改良しようとする日常的希望から得られる範囲や多少の違いは、公知事項の最適化に類似するものである」と CAFC は述べている (480 F.3d at 1368)。

特許権者は、クレーム発明には優れた特性があると主張するが、そのような特性は先行技術から予測できるものであると CAFC は認定した。

G. *Takeda Chem. Indus. v. Alphapharm Pty., Ltd.*⁽⁹⁾

Takeda 事件は、非自明性を認定した製薬特許の例である。*Takeda* 事件の特許が非自明であると判断された理由は、KSR 事件の非予測性に則しているからと考えられる。

特許は第 5 位にエチル置換基を備えたピリジル環を含む複合有機化合物から実質的になる糖尿病予防薬をクレームしていた。先行技術が開示する化合物 b は、(1) 置換基がメチル基であり、(2) その置換基がピリジル環の第 6 位に位置していることを除き、クレームの有機化合物と同じであった。

地裁は、抗糖尿病予防研究の出発物質として先行技術の化合物 b を当業者が選択する動機付けではなく、先行技術は合成物 b の使用を阻害するように教示していると認定した。したがって被告は自明性を疎明できていないと地裁は認定した (492 F.3d at 1354)。また、仮に自明性が疎明されたとしても、その疎明はクレーム合成物の予期せぬ非毒性により反駁されたであろう、と地裁は判決を下した。

合成物 b は、第一の先行技術特許において、54 個の合成物の一つとして開示されていた。この先行技術特許の審査において、化合物 b を含む 9 個の化合物について実験結果を提出していた。この特許又はその出願経過において、当業者が実験や改良のために化合物 b を選択したであろうということを証明できていない、と地裁は判断した (492 F.3d at 1355)。

先行技術文献には、90 個以上の化合物が開示されており、その内の 3 個が毒性と活性の観点で特に好ましいことが例示されていた。この先行技術文献には、化合物 b も開示されていたが、化合物 b については「体重と褐色脂肪量の著しい増加」を引き起こすという問題点が指摘されていた (492 F.3d at 1358)。

二つ目の先行技術は、従属クレームとして、合成物 b が開示されていた。この先行技術の特許出願人は、審査前自発補正において、化合物 b は特に「重要」であると述べていた (492 F.3d at 1358)。

地裁はそれらの文献を総合的に考慮し、糖尿病の治療を希望する者は「体重と褐色脂肪量の著しい増加」を引き起こすことは望まないであろうから、先行技術

は化合物 b をむしろ使用しないように教示している、と結論付けた。また、当業者は、化合物 b ではなく、むしろ当該文献で特に好ましいとして特定されていた 3 個の化合物を実験と改良の候補として考慮するであろう、と地裁は結論付けた (492 F.3d at 1358)。

CAFC は次のように分析して地裁の判断を支持した。まず、課題を解決するための設計上の必要性や市場の圧力があり、かつ予測される解決法が限られている場合、KSR 事件で言及された「従来技術を改良しようとすることは自明 (obvious to try)」の基準が適用できるかもしれない。しかしながら、先行技術が非常に多数の化合物を開示しつつも、合成物 b については使用しないように教示をしているため、「従来技術を改良しようとすることは自明 (obvious to try)」の基準を本件は満たさない (492 F.3d at 1359)。

第二に、当業者であれば、わざわざ化合物 b を選択するのではなく、先行技術文献で毒性や副作用がないと記載されていた 90 個以上の他の合成物を実験や改良のために選択したであろう、と CAFC は認定した (492 F.3d at 1360)。

また、自明性が疎明された場合であっても、実験データによって疎明は覆されたであろうと判断した地裁の分析を CAFC は支持した。

また、発明完成時において、当該化合物を改良することは当業者が通常行うことではなかった、と認定された。また、先行技術の化合物 b のメチル基をエチル基に置換することを動機付ける記載は先行技術の中には全くない。さらに、置換基を、化合物 b の第 6 位からクレーム発明の第 5 位に移動させることによる利点を示唆する記述もない (492 F.3d at 1362)。

地裁は次に特許権者が行ったクレーム化合物を含む 50 個の化合物に対する実験を考慮した。実験は、クレーム化合物は優れた治療効果があり、かつ副作用がない唯一の化合物であることを示していた。さらに地裁は、化合物 b に関して先行技術のコメントを特に考慮した上で、クレーム化合物が非毒性であると当業者が考えるであろう「合理的期待性がない」と結論付けた (492 F.3d at 1362)。

CAFC は非自明性についての地裁判決を支持した。

II. 特許審判インターフェアランス部

A. *Ex Parte Kubin*⁽¹⁰⁾

本件の特許出願のクレーム発明は特定の結合特性を

持つポリペプチドをコード化するポリヌクレオチドからなる単離した核酸分子である。審査官はクレームは先行技術文献の組み合わせにより自明であるとしてクレームを拒絶した。争点は、(1) 従来技術のポリペプチド (NAIL) がクレームでカバーされるかどうか、そして (2) 開示されているポリペプチドの cDNA を単離させるために公知の方法が使用できるかどうかであった。

審判部はクレーム発明は次のようにして自明であると結論付けた。すなわち、主引例は、NAIL ポリペプチドを開示しているが、その DNA 配列もアミノ酸配列も開示していない。しかしながら、それらの配列は主引例で参照の副引例に開示されている従来のテクニックを使用すれば容易に得ることができる。また、主引例にはヌクレオチドを単離させるための例示とヒト免疫反応における NAIL の役割について言及されている。であれば、当業者は「NAIL の cDNA を単離させる価値を認識したであろう」し、また、そうするにあたって「従来の方法を適用する動機付けもあったであろう」と審判部は認定し、その結果、審判部は審査官の拒絶の判断を支持した (83 USPQ2d at 1414)。

審判部はこの結論の一部について、KSR 事件の「従来技術を改良しようとすることは自明 (obvious to try)」の基準についての説明の一節を引用してその判断を正当化した。「従来技術を改良しようとすることは自明 (obvious to try)」とするための基準は、従前よりも多くのケースで適切と判断されるであろう (83 USPQ2d at 1414)。審判部は KSR 事件で述べられている当業者の「常識」に言及し、NAIL cDNA を単離させることは革新ではなく、通常の技術と常識によるによる産物であり、したがって NAIL cDNA を単離させることは自明である。したがって特許性がない、と結論付けた (83 USPQ2d at 1414)。

B. 医薬品以外の審判事件

審判部の判断は、医薬品以外のケースでも、KSR 事件の判決に則して判断されている。

Ex parte Catan 事件では、出願人は先行技術の装置に「新しい技術」を組み込んで「予測可能な」結果を得ただけであるとして、文献の組み合わせによる審査官の拒絶を審判部は支持した (83 USPQ2d 1569 (Bd. App. & Inter. 2007))。ここで、審判部は「機能は同じ状態のままである」と述べている (83 USPQ2d at

1576)。*Ex parte Smith* 事件では、KSR 事件で示された、新たな創造力のある当業者を基準として、自明性拒絶を支持した (83 U USPQ2d 1509, 1517 (Bd. App. & Inter. 2007))。先行技術の装置を改良してクレーム発明を得ることは、「当業者の通常の創造力の程度のみで」得ることができる、と判断している。

III. 結論

KSR 判決は、医薬品関係の発明についても実質的に自明性の立証責任のウエイトを大きくした点で無視することはできない。特許法第 282 条に基づく有効性の推定にも関わらず、*Takeda* 事件から分かるように、特許権者自らが発明の非予測性を証明する必要がある。証明方法としては、実験データの提出のみならず、クレーム発明が解決する問題は当業者にとって特異的なチャレンジであるとか当業者にとって難しいものであるということや、先行技術からは自明でない進歩があるということを証明する必要があるようである。

注

- (1) 491 F.3d 1342 (Fed. Cir. 2007) .
- (2) この自明性の第二の要素、すなわち合理的な成功の予測性に関して、CAFC は他の一連の判決を引用した。最も重要なのは、特許性の要件としての非予期性についての KSR 判決の一節である。(「要素の組み合わせ」は予期できる以上の結果を作り出す必要がある。組み合わせた要素が、予期されず有益な態様で共働する必要がある。) 127 S. Ct. at 1740.
- (3) See KSR, 127 S. Ct. at 1732 (「真の革新ではなく、日常的な過程において起こる前進に対して特許保護を与えることは、進歩を遅らせてしまうことになる。」)
- (4) 499 F.3d 1293 (Fed. Cir. 2007) .
- (5) 本件判決は先例にはならないことが示されている。
- (6) 494 F.3d 1011, 83 USPQ2d 1545 (Fed. Cir. 2007) .
- (7) 483 F.3d 1364 (Fed. Cir. 2007) .
- (8) 480 F.3d 1348 (Fed. Cir. 2007) .
- (9) 492 F.3d 1350 (Fed. Cir. 2007) .
- (10) 83 USPQ2d 1410 (Bd. App. & Inter. 2007) .
- (11) See *Leapfrog Ent. v. Fisher-Price, Inc.*, 485, F.3d 1157, 1161, 82 USPQ2d (BNA) 1687, 1690-91 (Fed. Cir. 2007) ; *Ex parte Smith*, 83 USPQ2d at 1516.

(原稿受領 2008.3.31)